

令和4年（2022年）招集大阪狭山市議会定例会
6月定例会議会提出議案等の概要（市長提出分）

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 石井重光 氏の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、改めて同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣あてに推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 山中雅典 氏の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、改めて同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣あてに推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 中西隆 氏の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、新たに 川井さゆり 氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣あてに推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

議案第35号から議案第41号まで

池尻財産区管理会の財産区管理委員の選任について

池尻財産区管理会において令和4年6月30日をもって任期満了となる委員7名について、大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、当該財産区の区域内の住民自治組織等から推薦があった、岡田誠次（おかだせいじ）氏、内山稔（うちやまみのる）氏、山村正則（やまむらまさのり）氏、中嶋芳彦（なかじまよしひこ）氏、山村歳幸（やまむらとしゆき）氏、中島隆富（なかじまたかとみ）氏、鳥山喜久（とりやまよしひさ）氏の選任について議会の同意を求めるもの

議案第 4 2 号 大阪狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日本国籍を有する生活保護受給者については、番号法の規定により法定事務として情報連携を行うことができるが、外国人は番号法の適用がないため独自利用事務に位置づけられる。事務の適正化、正確性を図ることを目的に、情報連携を開始するため、所要の改正を行うもの。同様に、他の独自利用事務についても、外国人生活保護受給者が情報連携できるように併せて改正を行うもの

議案第 4 3 号 大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、大阪狭山市後期高齢者医療に関する条例の引用条文に変更が生じたため、所要の改正を行うもの

議案第 4 4 号 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について

都市計画法施行規則の改正に伴い、大阪狭山市手数料条例の引用条文に変更が生じたため、所要の改正を行うもの

議案第 4 5 号 大阪狭山市と富田林市の境界の変更について

本市の南東部から富田林市に跨って行われている大規模な住宅地の開発に伴い、令和 4 年 1 2 月 2 7 日から大阪狭山市と富田林市との境界を変更することについて、地方自治法第 7 条第 1 項の規定により大阪府知事に申請するに当たり、議会の議決が必要なため提案するもの

議案第 4 6 号 大阪狭山市と富田林市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

大阪狭山市と富田林市の行政境界の変更に伴い、変更区域における財産の処分が生じるため、地方自治法第 7 条第 5 項の規定により大阪狭山市と富田林市の財産処分に係る協議をするに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決が必要なため提案するもの

議案第 47 号 町の区域の変更について

大阪狭山市と富田林市の行政境界の変更による町の区域の変更をすることについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決が必要なため提案するもの

議案第 48 号 令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 4 号) について

地域ポイント発行事業や学校給食費の一定期間の無償化など、アフターコロナを見据えた市民生活の支援等に係る所要の経費を計上するほか、交通安全対策や都市公園等の整備工事費などを予算計上するもので、歳入歳出それぞれ 7 億 8 4 9 万 5 千円の増額補正をするもの

議案第 49 号 令和 4 年度 (2022 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算 (第 1 号) について

池尻財産区財産である、すりばち池の処分に向けた水路の詳細設計を行うため必要となる経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ 9 5 8 万 9 千円の増額をするもの

報告第 1 号 令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 3 年 (2021 年) 招集大阪狭山市議会定例会 1 2 月定例月議会、1 2 月緊急議会及び 3 月定例月議会で議決のあった特別会計繰出事業等 9 事業の繰越明許費に係るもので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告するもの

報告第 2 号 令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市池尻財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 3 年 (2021 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例月議会で議決のあった一般管理事業の繰越明許費に係るもので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告するもの

報告第 3 号 令和 4 年度 (2022 年) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業
計画及び予算の報告について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の令和 4 年度の事業計画及び予算について報告するもの